

岩手県告示第612号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年8月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ホームスト
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田二丁目20番7号
 - ウ 代表者の氏名 田上利明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第20529号
 - (3) 処分の内容 左官工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年7月30日付けで左官工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年8月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社阿部工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市宮前町16番地13
 - ウ 代表者の氏名 阿部芳樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第70005号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年7月31日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年8月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 アイディ開発有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字上館第18地割134番地10
 - ウ 代表者の氏名 大鳥勝男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第150044号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年8月5日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年8月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ビルド遠藤
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第7地割91番地
 - ウ 代表者の氏名 遠藤みき子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-21）第4513号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年8月6日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4

号に該当する。